



竹田ゆかり市政通信

「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474

E-mail yukari.ain@gmail.com ホームページ <http://yukari-0031.xsrv.jp>

これで良いのか！鎌倉市の予算制度！

市民の皆さまのニーズに応える予算編成のあり方とは、どのようなものでしょうか？
県内で唯一、鎌倉市しか行っていない包括予算制度の問題性について、**一般質問（1）**しました。

鎌倉市は今年度から「包括予算制度」を導入しています。今までは経常的経費（維持管理費など、毎年どうしても支出しなければならない経費）だけが、各部に配分され、政策的経費（新たな事務事業）については計画に沿って執行されるため、各部への配分枠の外にありました。今年から始まった包括予算制度は、経常的経費も政策的経費も各部に配分し、更には人件費まで配分して、どうぞ部内でやりくりして下さい…と言うものです。その狙いは、庁内分権・各部のマネージメントに任せるというもので、その結果、職員のやる気・創意がうまれコスト意識の共有化が図れるとしています。しかし県内で包括予算制度を導入している市は3市のみ、人件費も含めて配分しているのは鎌倉市だけ。この制度を廃止した市が2市あります。

問題点① 部の判断で人員（人件費）削減をした結果、無理が生じた場合、人員を増やすことができるのか・・・（答）例外規定はない（増やせない）

問題点② 人件費も含めた枠配分は、職員の過重労働に繋がらないか（市民サービスの低下を招く）・・・

（答）各部長が分析して判断する。（明確な答弁なし）

問題点③ 市が保有する資産を広告媒体として活用するのは、各部の判断か・・・（答）その通り学校の配布物に、利益誘導するような広告は不適切

指摘されたが、鎌倉市は・・・（答）全庁的な体制で検討する。導入を前提とした『あつてはいけない。丁寧な議論をすべきと指摘しました。』



この猛暑に、空調設備をつけないのは人権侵害！ **一般質問（2）**

「財政が厳しいという前に、まず学校現場の調査をすべき。むせ返る暑さの中で勉強している子ども達や教室の様子を見てほしい。」と2月の一般質問で訴えたことをうけて、7月から市内小中25校の普通教室での気温・湿度調査が始まり、9月2日、市長・副市長・教育長・教育部職員の方々为学校訪問をされました。

今年は昨年 비해比較的しのぎやすい7月でした。しかし「学校環境衛生基準」(文科省)で示された「学習に好ましい条件、夏季で25度～28℃、湿度50%～60%」をこえ、29度以上あった日が、7月調査日14日間中約10日、湿度61%以上の日が12日もありました。また6月～8月の市内熱中症救急搬送患者数(小中高校生)は9人。昨年より7人も増加していることが答弁より明らかになりました。しかし鎌倉市は依然として小中学校への空調設備設置は3年間検討とするとしています。生活保護制度は、「生活に困窮する人に対して、…健康的で文化的な最低限度の生活を保障する」ことを目的とし、受給者に空調設備設置が認められています。**鎌倉市立小中学校に通う子ども達は、健康的で文化的な最低限度の学校生活を送ることも許されないのでしょうか。これは人権侵害です**

インクルーシブ社会は市役所から

障がい者雇用枠広がる！ 非常勤採用もはじまる！

今年度から鎌倉市職員採用試験において、障がい者雇用枠に、「身体障がい者」と限定した文言がなくなりました。それは、2月の一般質問において、「すべての障がい者に採用試験を受ける機会を…」と改善を求め、実現したものです。今年の採用試験状況と今後の方向性について、**一般質問(3)しました。**

- 総応募者数と障がい者応募者数は…(答) 総応募者数-864人、うち障がい者-15人(身体障がい者-6人、精神障がい者-8人、知的障がい者-1人)
- 合格者数は…(答) 総合格者数-46人、うち障がい者数-3人(身体障害者)
- 今年度から新たに非常勤職員(20H/週)として、障がい者を対象とした採用試験が行われると聞いたが、具体的内容と手順は…(答) 短時間労働者雇用のための要綱制定、今年度中に公募・選考・採用につなげる。選考にあたっては、受験者の能力・適性を判断し業務内容・配置を決める。
- 今後さらに、アルバイトとしての雇用枠も作れないか…(答) 知的障がい者のアルバイト雇用を積極的に検討していきたい。

障がい者も含めた多様な働き方、多様な人材がお互いを尊重し合いながら一緒に働けるインクルーシブ社会を、市役所が率先して目指してほしい

＜可決した主な議案＞

議案 40 号—鎌倉市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案 41 号—鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案 45 号—鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…詳しくは3面の記事参照

議会議案 5 号—神奈川県に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者への医療支援を求める意見書の提出について

議会議案 6 号—神奈川県に対し、子ども・子育て支援新制度における民間保育所運営費補助金制度の継続を求める意見書の提出について

＜可決した陳情＞

陳情 16 号…鎌倉市由比ヶ浜 4 丁目大型施設に伴い地域住民の安全確保を求める陳情 (内容) 鎌倉シーサイドテニスクラブ跡地 17,692 m²に大型商業施設(駐車場 319 台)建設の届け出がなされたが、予想される交通渋滞・歩行者の安全等の課題解決に向けて市が事業者にも再検討・行政指導を求めるもの。

陳情 20 号…新ごみ焼却施設の建設について適正な判断を求める陳情 (内容) 新焼却施設建設予定候補地として、野村総合研究所跡地は、鎌倉市のこれまでの行政計画との整合性に欠く。公正な判断をするよう議会に求めるもの。

陳情 21 号…平成 27 年度における『重度障害者医療費助成制度継続』についての陳情 (内容) 県要綱変更により、医療窓口での一部負担金導入、65 歳以上で新たに障害者となった方の制度適用除外は、人工透析者にとって負担が大きい。医



鎌倉の先生は、それでも頑張っているのです！ 一般質問(4)

OECD の「国際教員調査結果」(新聞紙上 6 月 26 日)から、日本の教職員の勤務時間が突出して長いこと。教員の職務範囲に際限がないこと、教員一人あたりの子どもの人数が多いこと、それでいて学校の裁量権が低いことが問題として指摘されました。調査結果について、教育長に感想を求めたところ「日本の先生は校内研修を重視している。一人一人の先生が意欲的に指導の改善に取り組んでいる。支援の必要な子が増えている。教員は人的配置の不足を感じている。主体的な学びを引き出すための少人数のグループ学習が必要…」との答弁。日本の教職員が抱えている困難な状況について、鎌倉の学校現場の状況を最も知る立場としての、踏み込んだご答弁をいただきました…というのが実感です。

(6 月の一般質問では、多忙の中であって、教職員が身を削って頑張っていること、その結果心身への負担が大きいこと。その解決の手だてとして、安全衛生委員会の設置を求めたのですが…。思想信条が違って、質問者の話に耳を傾けて聞く議会でありたいと思いました。) 9 月は引き続き①非常勤講師の配置人数を増やすこと ②宿泊学習時の養護教諭不在をなくすため、医療従事者の配置を求めました。

市職員の給与条例改正。修正案「激変緩和措置削除」に問題はないか！

9月定例会で、鎌倉市職員の「新たな人事・給与制度」が条例改正案として提出されました。修正案「激変緩和措置削除」が可決し、10月から年収10%以上の削減となる職員が約100人、最大で17.9%の削減

地方公務員の給与の決定に関する原則は、地方公務員法24条に明記されています。このたびの条例改正は、「職務給の原則」にのっとり、**わたりの解消**(説明省略)をし、「均衡の原則」にのっとり、他市に比べ**平均給与が高い状況を是正**するために、労使が真摯に話し合い、合意した内容を、「条例主義」にのっとり、議案とされたものです。その内容は、妥当なものと言えます。しかしながら、「**激減緩和措置**」を削除する修正案が総務常任委員会で提出されました。

「**減緩和措置**」とは、突然の急激な給与の削減が生活を大きく脅かすことのないよう、民間においても、国や地方自治体においても一般的に行われているものです。また、今年8月の「国家公務員の給与に関する人事院勧告」においても、給料引き下げに伴う経過措置として、「現給保障」を2018年3月まで認めています。

また、鎌倉市の顧問弁護士も、「他市の事例においても『現給保障』をしない例はあまりない。最高裁の考えも『激変緩和』である」と答えています。

そして、この度の条例改正は、「現給保障」ではなく、10月から減額を開始して、減額率を上げながら、新たな制度につなげていく、つまり「**激変緩和措置**」を講じようとするものなのです。(現給保障より厳しい措置)

ところが、この条例案の審議が付託された総務常任委員会で、上記の「**激変緩和措置**」削除の修正案が、岡田和則委員(草莽)・保坂玲子委員(ネット)から提出されました。その理由が、「わたりの解消を今までサボっていたのだから、仕方ない」「生活を変えてくださいという話」「まだ市の財政は厳しいのだから」というものでした。委員会では、顧問弁護士の見解に触れられることもなく、全会一致で可決。そして、本会議においては、**修正案賛成19(草莽・ネット・自民・鎌倉みらい・みんな・鎌夢会・松中・千)** **修正案反対6(公明・共産・竹田)**と言う結果となり修正案が可決しました。(竹田は**反対討論に立ちました**)

その後、市長はこの議決に対して拒否権を行使、再度審議する(再議に付す)こととしましたが、更に議長(中村総一郎)も賛成に回り、20票。修正案は再度可決となりました。

この結果をうけて激変緩和措置をしないと、労基法91条『労働者の不祥事に対し、制裁として給料減額する場合でも賃金総額の10分の1を超えて減額してはならない』(概略)とされているが、約100人の職員が、10%以上の突然の大幅削減となります。これは**全国に例を見ないこと**です。

労使の話し合いの結果を無視し、「**生活変えろ**」「**財政が厳しいのだから**」と、**白らの斬断削減をや**

条例改正案が不十分とするならば、議会がいきなり条例内容を決めるのではなく、労使の話し合いのやり直しを求めるべきであったと思います。



ひと目でわかるごみ処理有料化への道

来年4月1日から、家庭系ごみの有料化が始まります。すでに有料化している藤沢市より一人あたりの焼却ごみ量は少ないのに、**なぜ有料化?** 25年間市民はがんばってきたのに、**なぜ有料化?** 13対11での可決。賛成者の討論には説得力がありません。これまでの歴史を振り返ってみました。

バブル時代末期・・・鎌倉市の焼却炉のピットから、

ごみがあふれる。年8万トン、現在の2.2倍

ごみダイエット時代・・・1990年～

ごみ半減都市宣言。5分別開始。

ダイオキシン特別措置法に基づき、2002年までに

改修工事を完了しなければならないことになる。

鎌倉市は、名越クリーンセンター(以下Cと記載)の

み改修工事。今泉Cは改修工事をせず、停止することに決定。

しかし・・・ごみ半減ならず。今泉Cも改修工事をし

て、2015年まで10年間、使用延長することで今泉

地域の住民と合意。

2005年、ごみ年4万2000トン。

リサイクル率全国1位となる。

ゼロ 웨스트・脱焼却・脱埋め立て時代・・・2008年～

山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設基本計画作成。(生ごみをメタン発酵させて、エネルギーを回収する計画)

ごみ焼却発電施設建設推進時代・・・2011年～

松尾市長当選2年後、市長決裁により、山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設建設突然の取りやめ。ごみ焼却発電施設建設に方向転換。

2015年3月、今泉C停止迫る。

名越C焼却可能量、年間3万トン。現在年に3万7000トン焼却している。あと、7000トン減ら

（藤沢養護学校に初めて声掛け） 一庁舎内での、「職場体験実習」は今まで鎌倉養護学校の生徒のみが対象でしたが、藤沢養護学校にも声をかけていただけるよう求めた結果、今年度初めて、実習体験ができるようになりました。藤沢養護学校は、鎌倉から通う生徒にとっても学区の学校です。長年の願いが叶った・・・と保護者の方の声。

（本人通知制度・・・窓口用紙をご覧ください）—4月1日より鎌倉市は本人通知制度を導入しています。しかし、市民の皆さまへの周知が不足しています。そこで、住民票・戸籍謄本等申請用紙に印刷するよう求めました。窓口においでの際は、ご覧下さい。「不正取得すると、本人に通知が行く旨・・・

「鎌倉市に寄贈された土地・建物、どうなっているの・・・。調べてみまし

文化財貧乏にならないために、今できること、みんなで考えよう！



土地・建物	取得年月日	現在の活用状況	維持管理	維持管理費(2013)	今後の方針
センチュリー財団 土地建物	2013年。施設整備費15億円付きで土地建物寄贈	(仮称)歴史文化交流センター建設予定	シルバーセンター等に委託	7,718,000円	2015年度中に、開設予定
前田邸	2010年。寄贈	未活用	市が管理	491,906円	未定
鎌倉文学館	1983年。建物寄贈 1992年。土地購入	鎌倉ゆかりの文学者の資料保存展示	指定管理	66,987,951円	引き続き指定管理
吉屋信子記念館	1974年。寄贈	年間37日一般公開(無料)学習施設として活用(有料)	市が管理	2,215,356円	検討中
旧華頂宮邸	1996年。建物寄贈	庭園公開と暫定活用	市が管理	維持15,191,000円 (地代9,414,000円) 収入5,631,000円	検討中
旧今井邸	1993年。建物寄贈 2010年。土地購入	未活用	市が管理	441,000円	未定
旧野村総研	2002年。寄贈	出土遺品等の保管	市が管理	3,450,760円	一部埋蔵文化センター。他未定
旧鈴木邸	1993年。建物寄贈 2010年。土地購入	未活用	市が管理	0円	複合施設建設予定
旧和辻邸	1994年。寄贈	年2回一般公開	市が管理	1,558,366円	予定あり
見田記念体育館	1995年。寄贈	スポーツ施設	指定管理	75,948,000円(鎌倉体・大船体・武道館含)	引き続き指定管理
川喜多映画記念館	1994年。寄贈後新築。	企画展示・映画上映	指定管理	33,667,391円	引き続き指定管理
扇湖山荘	2010年。寄贈	未活用	市が管理	5,639,457円	検討中
鍋木清方記念美術館	1994年。寄贈後新築。	鍋木清方作品展示・その他	指定管理	49,439,954円	引き続き指定管理
玉縄出張所隣地	2010年。寄贈	未活用	市が管理	38,919円	調整中
旧島村邸土地	2007年。寄贈	予定あり	市が管理		腰越老人福祉C整備

寄贈いただくことは大変な難しいことです。しかし、有効的な活用をしなければ、維持管理費だけが膨らみます。活用の仕方、維持管理の仕方、市民のみなさんで考えてみませんか。ご意見など市に寄せましょう。(竹田に頂いても構いません)

市議会傍聴のお願い

議会があるのは平日のため、なかなか仕事を持たれていらっしゃる方々の傍聴は難しいことですが、傍聴していただくと、どの議員がどのような考えで、どのような発言をしているかがよく分かります。「議会だより」の挙手の結果だけでは、その論拠が伝わらず、単に市民受けする方に挙手をするような動きを作りかねません。議会の質を高めるためにも、多くの市民の方々の傍聴をお待ちしています。